

論文

言語における〈夫〉と〈妻〉の関係について

— 〈名称〉の観点から —

齋藤佳子

要旨

本稿においては、〈夫〉と〈妻〉の概念に関わることばをカテゴリー化し、その結果を筆者が行った調査に基づき分析し、〈名称〉の観点から、〈夫〉と〈妻〉は互いをどのように見なしているのか、そして〈夫〉と〈妻〉の関係に影響を与えるのはどのような要因なのかということについて考察する。

親族用語は「名称としての目上語」「名称としての目下語」「呼称としての目上語」「呼称としての目下語」という4つにカテゴリー化されるが、本稿は前の2つを扱う。対象となる名称語としては、夫側における「目上語」では「家内」と「妻」、目下語」では「女房」と「かみさん」、妻側における「目上語」では「主人」と「夫」、目下語」では「亭主」となる。尚、本調査とは、夫(37人)と妻(37人)が使う名称語を「子供誕生前」(＝「前」)と「子供誕生後」(＝「後」)に分け、さらにそれぞれを「改まった場面」と「くだけた場面」に分け、調査を行ったものである。結果は以下の通りである。

「前」の「改まった場面」では、〈夫〉は〈妻〉を目上の者(＝「上」)とも目下の者(＝「下」)とも見なすが、〈妻〉を「上」と見なす〈夫〉の方が〈妻〉を「下」と見なす〈夫〉より53%多かった。一方、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉は100%となった。「くだけた場面」では、〈夫〉は〈妻〉を「上」とも「下」とも見なすが、〈妻〉を「下」と見なす〈夫〉の方が〈妻〉を「上」と見なす〈夫〉より76%多かった。一方、〈妻〉も〈夫〉を「上」

とも「下」とも見なすが、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉の方が〈夫〉を「下」と見なす〈妻〉より50%多かった。

「後」の「改まった場面」では、〈夫〉も〈妻〉も「前」と同様の結果となった。「くだけた場面」では、〈夫〉は「前」と同様の結果となったが、〈妻〉については、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉の方が〈夫〉を「下」と見なす〈妻〉より33%多かった。

また、〈夫〉と〈妻〉の関係に影響を与えるのは、(〈呼称〉とは異なり)子供の誕生ではなく、「改まった場面」と「くだけた場面」という「場面」になることが明らかになった。

キーワード：カテゴリー化，分割線，名称語，目上語，目下語

1. はじめに

本稿においては、〈夫〉⁽¹⁾と〈妻〉の概念に関わることばをカテゴリー化し、その結果を筆者が行った調査に基づき分析し、〈名称〉の観点から〈夫〉と〈妻〉は互いをどのように見なしているのか、そして〈夫〉と〈妻〉の関係に影響を与えるのはどのような要因なのかということについて考察する。具体的な考察内容としては、次の[1][2][3][4]となる。

▶考察 [1]

〈名称〉と〈呼称〉および親族用語のカテゴリー化等について検討する。

▶考察 [2]

〈夫〉と〈妻〉の概念を表すことばを本調査に基づき〈名称〉の観点から検討し、それらのことばが分割線⁽²⁾の上、すなわち「目上語」になるのか、それとも下、すなわち「目下語」になるのかということについて検討する。

▶考察 [3]

考察[2]の結果を本調査に基づき分析することにより、〈夫〉と〈妻〉は互いをどのように位置付けているのかということについて検討する。

▶考察 [4]

〈夫〉と〈妻〉の関係に影響を与える要因について検討する。

2. 先行研究とその問題点

2.1 先行研究について

鈴木 (1973 : 161-162) は、親族名称を「自称詞」「対称詞」「他称詞」⁽³⁾ の三つに分類している。さらに、鈴木 (1968, 1972, 1973, 1998) においては、分割線を用いて、親族内を目上 (年上) と目下 (年下) に二分割し、以下のような図を示している。

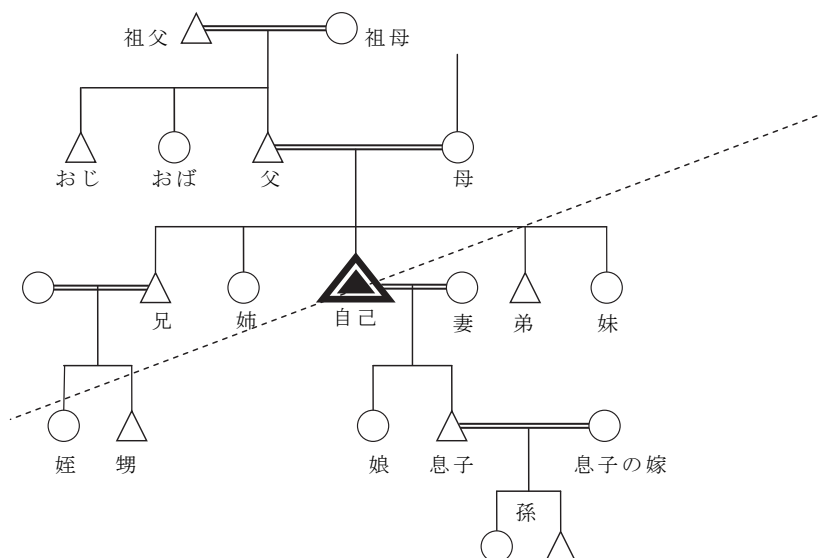


図1 親族 (家族) 内の上下の人間関係 (鈴木 1973 : 150)

また、鈴木 (1973 : 161-162) は、呼称の選択がその家族の最年少のメンバーを基準にしてなされるという虚構的用法の第二種について述べている。⁽⁴⁾ 虚構的用法の第二種とは、母親が自分の子を「お兄ちゃん」と言ったり、父親が自分の父のことを「おじいさん」と言ったりする用法であり、この用法は、共感的同一化、すなわち話者が子供と心理的に同調していることによるものであるとしている。

国広 (1990 : 4-5) は、鈴木 (1973) の「自称詞」「対称詞」「自称詞」という用語が、総称ないし概念と個々の語が同じ名称になっているということから、「自称詞」については「自称」と「自称語」、「対称詞」については「呼称」と「呼称語」、「他称詞」については「他称」と「他称語」という区別をしている。さらに、国広 (1990 : 5) は、(鈴木が提示する) 分割線より上の親族名称を「目上語」と呼び、下を「目下語」と呼んでいる。本稿においては、

国広 (1990) に従い、「自称詞」「対称詞」「他称詞」についてはそれぞれ「自称 (語)」「対称 (語)」「他称 (語)」とし、さらに「目上語」と「目下語」と用語を使用する。

2. 2 鈴木 (1968, 1972, 1973, 1998) の問題点

2. 2. 1 問題 [1] について

鈴木 (1968, 1972, 1973, 1998) においては、親族間を表すことばに一致が見られない。すなわち、鈴木 (1968, 1973) では親族用語で統一され、鈴木 (1972) においては親族名称で統一され、鈴木 (1998) においては親族用語と親族名称の両方が使われている。このような用語の区別の欠如は「分割線に関する規則」⁽⁵⁾ に誤解を招きかねない。つまり、「分割線に関する規則」の②「分割線より下の者に親族名称で呼びかけることはできない」から、自分の弟に「おい弟」と言えないと言っているが (鈴木 1973: 151)、そもそも「弟」とは「他称詞」に分類されるのではないだろうか。それならば同じく他称詞となる「兄」などの扱いはどうなるのかということである。(言うまでもなく「兄」に対しても「おい兄」とは言えない。) 要するに、「分割線に関する規則」には、用語と (文における) 働きとが一体となった区別の認識が必要であると考えられる。よって、以上の問題を問題 [1] として、考察 [1] を検討することにより解決する。

2. 2. 2 問題 [2] について

鈴木 (1968: 360) は、「結婚当初は、相互に言語的な対等性を示すものもあるが、子供が生まれると、多くの場合に妻は目下、夫が目上の地位を占めるようになる可言えよう。なぜかと言えば、夫は妻を呼称の体系上は、子供と同列に置くことが多く、逆に妻は子供の立場に同調して夫を見るが多くなるからである。」と指摘している。この指摘は〈呼称〉の観点からなされたものであるが、問題は〈名称〉の観点から見てもこのようなことが言えるのであろうかということである。さらに言えない場合にはどのような要因が〈夫〉と〈妻〉の関係に影響を与えているのであろうかということである。この問題を問題 [2] とし、考察 [4] として検討する。

3. 考察 [1] について

本稿においては、親族間を表すことばを親族用語とし、対象とする親族用語としては、(鈴木 (1973) に従い) 自己を「夫」とした場合、「目上語」としては、「祖父、祖母、おじ、おば、父、母、兄、姉」などの概念を含むことばとし、「目下語」としては、「弟、妹、息子、娘、甥、姪、孫」などの概念を含むことばとする。

3.1 〈名称〉と〈呼称〉について

国広 (1990:4) によれば、「呼称」とは「話し相手に直接に呼びかけたり言及したりする語」ということになる。本稿においては、国広 (1990) の「呼称」の定義を基準にし、(直接の呼びかけが可能なのか不可能なのかという観点から) 〈呼称〉と〈名称〉の定義を以下のように定める。

(1) 〈呼称〉と〈名称〉の定義

- ◆ 「呼称 (語)」とは、話し相手に直接に呼びかけたり言及したりする働きをする (語)。
- ◆ 「名称 (語)」とは、話し相手に直接に呼びかけたり言及したりする働きをしない (語)。

また、例文 (2a) の「お父さん」のように「呼称語」になることばは、(2b) のように〈他称〉および (2c) のように〈自称〉⁽⁶⁾ の働きをするという特徴がある。

- (2) a お父さん、新しい自転車を買ってくれない？
b お父さんは新しい自転車を買ってくれました。
c お父さんが新しい自転車を買ってあげよう。

3.2 親族用語のカテゴリー化およびメンバーの働きの制約について

〈呼称〉と〈名称〉を検討したが、それに従い親族用語をカテゴリー化する。⁽⁷⁾ すなわち、「呼称としての目上語」「名称としての目上語」「名称としての目下語」である。成員としては、「呼称としての目上語」は、「おじいさん、おばあさん、おじさん、おばさん、お父さん、お母さん、お兄さん、お姉さん」など、「名称としての目上語」は、「祖父、祖母、おじ、おば、父、母、兄、姉」など、そして「名称としての目下語」は、「弟、妹、息子、娘、甥、姪、孫」などということばになる。それでは「呼称としての目下語」はないのであろうか。以下に検討する。

- ◆ 状況：ある母親 (A さん) の友人である近隣の主婦 (B さん) は (A さんの) 高校生の息子 (C 君) の兄である大学生 (D 君) と話をしている。そこへ弟の高校生 (C 君) が通りがかり、弟 (C 君) に話しかけるが、主婦 (B さん) はその弟 (C 君) の名前を思い出せない。

- (3) あっ！ 弟さんじゃない！今、お兄さんと話していたんだけど、弟さん今度アメリ

カに行くんですって？ すごいわね～

(3) の文における「弟さん」は、〈呼称〉の定義からはずれるものではないであろう。したがって、ある状況下において「弟さん、妹さん、息子さん、娘さん、甥ごさん、姪ごさん、お孫さん」など（以下、「呼称としての目下語」とする）は〈呼称〉として成立することになる。

「呼称としての目下語」は「呼称としての目上語」と比べると、〈呼称〉の働きに制約が見られる。〈呼称〉の働きの制約を「呼称としての目下語の制約」と呼び、以下に示す。

(4) 「呼称としての目下語の制約」

- (A) 〈自称〉の用法はないこと。
- (B) 他人の弟、妹、息子、娘、甥、姪、孫などを相手として言及するときには使えるが、話者のそれらを相手として言及するときには使えないということ。
- (C) 「さん」という敬称（「さま」と「ちゃん」は不可）が必ず付加される必要があること。（もっとも甥、姪、孫については「さん」の他に、「御」という接尾語（「甥御さん」「姪御さん」と）と接頭語（「御孫さん」）を付加させる必要がある。）

このように〈呼称〉に制約がある以上、〈名称〉にも何らかの制約があると考えられる。よって、以下に検討する。

- (5) a 私の兄は元気よ。
a' *あなたの兄は元気？
b 私の弟は元気よ。
b' あなたの弟は元気？

(5a) は成立するが、(5a') は成立しない。(5b) と (5b') は共に成立する。すなわち、「兄」の場合、話者の「兄」に対する言及は成立するが、他人の「兄」に対する言及は成立しない。「弟」の場合、話者の「弟」であろうと他人の「弟」であろうと成立する。このように「名称としての目上語」には「名称としての目下語」と比べると、〈名称〉の働きに制約が見られる。〈名称〉の働きの制約を「名称としての目上語の制約」と呼び、以下に示す。

(6) 「名称としての目上語の制約」

- (A) 〈自称〉の用法はないこと。

言語における〈夫〉と〈妻〉の関係について

- (B) 他人の祖父、祖母、おじ、おば、父、母、兄、姉などに対する言及としては成立しないが、自己のそれらに対する言及は成立するということ。

3.3 問題 [1] について

以上、「呼称としての目上語」「呼称としての目下語」「名称としての目上語」「名称としての目下語」について検討してきた。この結果から、問題 [1] を解決する。

そもそも「分割線に関する規則」とは、自称詞と対称詞の使い方に関するものであるが、「分割線に関する規則」を明確に理解するためには次の事項に対する認識が必要となる。親族用語としては、分割線より上の者については「呼称としての目上語」、分割線より下の者については「名称としての目下語」を前提としているということであり、親族間の関係については、呼称語を前提としているということである。

4. 考察 [2] について

4.1 本調査について

考察 [2] を検討するにあたり、最初に、本調査の結果を示す。本調査とは、夫と妻が互いを第三者に対してどのように言うのかということについて、「子供誕生前」と「子供誕生後」に分け、さらに「子供誕生前」と「子供誕生後」それぞれに二場面（「改まった場面」と「くだけた場面」）を設定して調査を行った。⁽⁸⁾ 調査日は2009年11月。調査対象者は、夫37人、妻37人、主に静岡県在住者であるが、関東地方在住者もいる。職業は、夫は6割が公務員、4割が会社員などである。妻は4割が看護師、3割が公務員、残りの3割はパート、主婦などである。年齢は28歳（男女）～70歳（男）69歳（女）である。以下に、調査内容と調査結果を示す。

◆ 調査内容

- 質問① あなたは、子供誕生前に、改まった場面で（例えば、上司や初対面の人などに）配偶者のことをどのように言いましたか？
- 質問② あなたは、子供誕生前に、くだけた場面で（例えば、友人などに）配偶者のことをどのように言いましたか？
- 質問③ あなたは、子供誕生後に、改まった場面で（例えば、上司や初対面の人などに）配偶者のことをどのように言いますか？
- 質問④ あなたは、子供誕生後に、くだけた場面で（例えば、友人などに）配偶者のこと

をどのように言いますか？

◆ 調査結果⁽⁹⁾

表1 「子供誕生前」において夫が妻のことを第三者にどのように言うのかという具体例とその人数

夫側	質問①	質問②	
家内	12	うちの	11
妻	11	かみさん	9
女房	4	奥さん	7
うちの	3	女房	6
かみさん	3	家内	2
奥さん	2	愛称	1
つれ	2	呼び捨て	1
合計	37	合計	37

表2 「子供誕生前」において妻が夫のことを第三者にどのように言うのかという具体例とその人数

妻側	質問①	質問②	
主人	27	だんな (さん)	15
夫	5	父称	6
敬称	4	敬称	5
父称	1	うちの	4
合計	37	夫	2
***		主人	1
***		亭主	1
***		呼び捨て	1
***		代名詞	1
***		応答詞	1
***		合計	37

言語における〈夫〉と〈妻〉の関係について

表3 「子供誕生後」において夫が妻のことを第三者にどのように言うのかという具体例とその人数

夫側	質問③	質問④	
いいえ	37	いいえ	35
合計	37	呼び捨て→母称	1
	***	愛称→母称	1
	***	合計	37

表4 「子供誕生後」において妻が夫のことを第三者にどのように言うのかという具体例とその人数

妻側	質問③	質問④	
いいえ	33	いいえ	28
敬称→父称	3	敬称→父称	5
敬称→主人	1	呼び捨て→父称	1
合計	37	代名詞→父称	1
	***	応答詞→父称	1
	***	主人→だんな(さん)	1
	***	合計	37

4.2 考察 [2] について

〈夫〉と〈妻〉の概念を表すことばを本調査に基づき〈名称〉の観点から検討し、それらのことばが「目上語」になるのか、「目下語」になるのかということについて検討する。

夫については、質問①③においては、「家内」「妻」「女房」「うちの」「かみさん」「奥さん」「つれ」となり、質問②④においては、「うちの」「かみさん」「奥さん」「女房」「家内」「愛称」「呼び捨て」「母称」となっている。一方、妻については、質問①③においては、「主人」「夫」「敬称」「父称」となり、質問②④においては、「だんな(さん)」「父称」「敬称」「うちの」「夫」「主人」「亭主」「呼び捨て」「代名詞」「応答詞」となっている。これらの中には〈名称語〉と言い切れないものがあることから以下に整理する。

まず、「愛称」「呼び捨て」「代名詞」「応答詞」については名称語ではないことから対象外とする。「奥さん」と「だんな(さん)」については、他人の妻(または妻らしく見える人)、および他人の夫(または夫らしく見える人)に対しては呼称語として成立することから対象外とする。「つれ」と「うちの」⁽¹⁰⁾については親族用語ではないと判断することから対

象外とする。さらに「母称」「父称」については一般的に使われる呼称語になることから対象外とする。整理した結果、名称語と認められるのは、夫側では、「家内」「妻」「女房」「かみさん」となり、妻側では、「主人」「夫」「亭主」となる。

名称語と認められることばを「名称としての目上語の制約」に照合させると次のようになる。「主人」「夫」および「家内」「妻」については、(〈自称〉の用法はなく,) 他人の夫および妻に対する言及としては成立しないことからこの制約に適合する。よって「名称としての目上語」になると考える。「亭主」および「女房」「かみさん」については、(〈自称〉の用法はなく,) 他人の夫および妻に対する言及として成立することからこの制約に適合しない。よって「名称としての目下語」になると考える。以上を表にすると以下のようになる。

表5 〈夫〉と〈妻〉の概念を表す名称語のカテゴリー化

名称としての 目上語/目下語	夫側と妻側	夫	妻
名称としての目上語		家内・妻	主人・夫
名称としての目下語		女房・かみさん	亭主

5. 考察 [3] について

本節においては、考察 [2] の結果を本調査に基づき分析することにより、〈夫〉と〈妻〉は互いをどのように位置づけているのかということについて検討する。具体的には、話者は第三者に対して相手のことを表すのに「目上語」を使った場合には相手を「目上の者」(以下、「上」と表記する)と見なしていると判断し、「目下語」を使った場合には「目下の者」(以下、「下」と表記する)と見なしていると判断する。(「子供誕生前」は以後、「前」と表記し、「子供誕生後」は、「後」と表記する。)

5.1 分析その1 (「前」の場合)

「改まった場面」(以下、場面1と表記する)において、夫については、30人の夫が名称語を使っている。具体的には、「家内」(12人)と「妻」(11人)という「目上語」、そして「女房」(4人)と「かみさん」(3人)という「目下語」である。よって、名称語を使った30人の内の23人の〈夫〉は〈妻〉を「上」として見なし、7人の〈夫〉は〈妻〉を「下」として見なしていることになる。妻については、32人の妻が名称語を使っている。具体的

言語における〈夫〉と〈妻〉の関係について

には、「主人」(27人)と「夫」(5人)という「目上語」である。「目下語」の使用はない。)よって、名称語を使った内の32人の〈妻〉は〈夫〉を「上」として見なしていることになる。

以上、〈夫〉は〈妻〉を「上」とも「下」とも見なすが、〈妻〉を「上」と見なす〈夫〉の方が「下」と見なす〈夫〉より16人(53%)多いことになる。一方、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉は32人(100%)となる。

「くだけた場面」(以下、場面2と表記する)において、夫については、17人の夫が名称語を使っている。具体的には、「家内」(2人)という「目上語」、そして「かみさん」(9人)と「女房」(6人)という「目下語」である。よって、名称語を使った17人の内の2人の〈夫〉は〈妻〉を「上」と見なし、15人の〈夫〉は〈妻〉を「下」と見なしていることになる。妻については、4人の妻が名称語を使っている。具体的には、「夫」(2人)と「主人」(1人)という「目上語」、そして「亭主」(1人)という「目下語」である。よって、名称語を使った4人の内の3人の〈妻〉は〈夫〉を「上」と見なし、1人の〈妻〉は〈夫〉を「下」として見なしていることになる。

以上、〈夫〉は〈妻〉を「上」とも「下」とも見なすが、〈妻〉を「下」と見なす〈夫〉の方が〈妻〉を「上」と見なす〈夫〉より13人(76%)多いことになる。一方、〈妻〉も〈夫〉を「上」とも「下」とも見なすが、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉の方が〈夫〉を「下」と見なす〈妻〉より2人(50%)多いことになる。

5.2 分析その2(「後」の場合)

場面1において、夫については「前」と変わっていない。つまり、23人の〈夫〉が〈妻〉を「上」と見なし、7人の〈夫〉が〈妻〉を「下」として見なしていることになる。妻については、場面1においては「主人」を使う「妻」が「前」より1人増えている。つまり、33人の〈妻〉が〈夫〉を「上」と見なしていることになる。

以上、〈夫〉は〈妻〉を「上」とも「下」とも見なすが、〈妻〉を「上」と見なす〈夫〉の方が「下」と見なす〈夫〉より16人(53%)多いことになる。一方、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉は33人(100%)となる。

場面2において、夫については「前」と変わっていない。つまり、2人の〈夫〉が〈妻〉を「上」として見なし、15人の〈夫〉が〈妻〉を「下」として見なしていることになる。妻については、「主人」が(「前」より)1人減ったことから3人の「妻」が名称語を使ったことになる。つまり、2人の〈妻〉が〈夫〉を「上」と見なし、1人が「下」と見なしていることになる。

以上、〈夫〉は〈妻〉を「上」とも「下」とも見なすが、〈妻〉を「下」と見なす〈夫〉の方が〈妻〉を「上」と見なす〈夫〉より13人(76%)多いことになる。一方、〈妻〉も〈夫〉

を「上」とも「下」とも見なすが、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉の方が〈夫〉を「下」と見なす〈妻〉より1人(33%)多いことになる。以上をまとめると次のようになる。(多いという表記は+とする。)

表6 「前」において、〈名称〉の観点から〈夫〉と〈妻〉が互いを「上」および「下」と見なす比率

「前」	場面1		場面2	
夫→妻	「下」より「上」と見なす	53%+	「上」より「下」と見なす	76%+
妻→夫	「上」と見なす	100%	「下」より「上」と見なす	50%+

表7 「後」において、〈名称〉の観点から〈夫〉と〈妻〉が互いを「上」および「下」と見なす比率

「後」	場面1		場面2	
夫→妻	「下」より「上」と見なす	53%+	「上」より「下」と見なす	76%+
妻→夫	「上」と見なす	100%	「下」より「上」と見なす	33%+

6. 考察 [4] について

考察 [4] については、問題 [2] の観点から検討する。問題 [2] とは、〈呼称〉の観点から、子供の誕生が〈夫〉と〈妻〉の関係に影響を与えるが、〈名称〉の観点から見ても同じようなことが言えるのであろうということである。さらに言えない場合にはどのような要因が〈夫〉と〈妻〉の関係に影響を与えているのであろうかということである。

子供の誕生という観点から検討する。場面1については、夫と妻における「前」と「後」では何の変化もなかった。つまり、夫については、〈妻〉を「上」と見なす〈夫〉の方が「下」と見なす〈夫〉より53%多くは変わらず、妻についても、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉が100%は変わっていない。場面2については、夫については「前」と「後」では何の変化もなかった。つまり、〈妻〉を「下」と見なす〈夫〉の方が〈妻〉を「上」と見なす〈夫〉より76%多いは変わっていない。しかし、妻については「前」と「後」ではごくわずかではあるが変化が見られた。つまり、「前」では〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉の方が〈夫〉を「下」と見なす〈妻〉より50%多いが、「後」ではその比率が33%多いに変わっている。(もつともその具体的人数としては1人である。)

このように子供の誕生が〈夫〉と〈妻〉の関係に影響を与えることは(ほとんど)なく、そもそも「前」の段階から両者の関係に対等性というものが見られなかった。それでは〈夫〉と〈妻〉の関係に影響を与える要因はいかなるものであろうか。

言語における〈夫〉と〈妻〉の関係について

場面1から場面2という観点から検討する。夫については「前」でも「後」でも同様の結果となった。つまり、場面1では、〈妻〉を「上」と見なす〈夫〉は「下」と見なす〈夫〉より53%多いが、場面2では、〈妻〉を「下」と見なす〈夫〉が「上」と見なす〈夫〉より76%多いに変わっている。妻については、「前」における場面1では、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉は100%であるが、場面2では、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉は「下」と見なす〈妻〉より50%多いに変わっている。「後」における場面1では、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉は100%であるが、場面2では、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉は「下」と見なす〈妻〉より33%多いに変わっている。このように場面1から場面2という変化が〈夫〉と〈妻〉の関係に影響を与えていることがわかる。

以上から、問題 [2], すなわち〈夫〉と〈妻〉の関係に影響を与えるのは、(〈呼称〉の観点とは異なり) 子供の誕生ではなく、「改まった場面」と「くだけた場面」という「場面」になることがわかった。⁽¹¹⁾

7. まとめ

本稿においては、〈夫〉と〈妻〉の概念に関わることばをカテゴリー化し、その結果を筆者が行った調査に基づき分析し、〈名称〉の観点から、〈夫〉と〈妻〉は互いをどのように見なしているのか、そして〈夫〉と〈妻〉の関係に影響を与えるのはどのような要因なのかということについて考察した。

まず、「名称としての目上語」と「名称としての目下語」を対象とし、夫側と妻側について検討した。その結果、「目上語」としては、夫側では「家内」と「妻」、妻側では「主人」と「夫」となった。「目下語」としては、夫側では「女房」と「かみさん」、妻側では「亭主」となった。以上のことばを本調査に基づき「上」と「下」という観点から検討した結果は以下ようになった。

「前」における場面1では、〈夫〉は〈妻〉を「上」とも「下」とも見なすが、〈妻〉を「上」と見なす〈夫〉の方が「下」と見なす〈夫〉より53%多かった。一方、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉は100%となった。場面2では、〈夫〉は〈妻〉を「上」とも「下」とも見なすが、〈妻〉を「下」と見なす〈夫〉の方が〈妻〉を「上」と見なす〈夫〉より76%多かった。一方、〈妻〉も〈夫〉を「上」とも「下」とも見なすが、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉の方が〈夫〉を「下」と見なす〈妻〉より50%多かった。

「後」における場面1では、〈夫〉も〈妻〉も「前」と同様の結果となった。場面2では、〈夫〉は「前」と同様の結果となったが、〈妻〉については、〈夫〉を「上」と見なす〈妻〉の方が〈夫〉を「下」と見なす〈妻〉より33%多かった。

また、〈名称〉の観点から〈夫〉と〈妻〉の關係に影響を与えるのは、(〈呼称〉とは異なり) 子供の誕生ではなく、「改まった場面」と「くだけた場面」という「場面」になることが明らかになった。

[注]

- (1) 概念または語・句の意味をくくって示す。
- (2) 分割線とは、親族の關係という観点から自己を中心として上下に分けられた線のことであり、目上と目下という二項対立の概念によるものである。具体的には、(自己を夫として位置づけ、) 自己より目上とは、祖父、祖母、おじ、おば、父、母、兄、姉を指し、目下とは、妻、弟、妹、息子、娘、甥、姪、孫を指す。
- (3) 鈴木(1973)は「自称詞」「対称詞」「他称詞」について次のように言っている。「自称詞」とは「話し手が自分自身に言及することばのすべてを総括する概念」であり(p.146)、「対称詞」とは「話し手の相手に言及することばの総称」であり、「対称詞」はさらに「呼格的用法」(「相手の注意を引きたいときや、相手に感情的に訴えたい場合など」と「代名詞的用法」(「ある文の主語または目的語として用いられたことばが、内容的には相手を指している場合」とに分けられる(pp.146-147)。「他称詞」とは「対話の中に登場する第三者」としている(p.134)。
- (4) 虚構的用法の第二種に対し虚構的用法がある。虚構的用法とは、「話し手が自分自身を原点として、相手がもし親族だったら、自分の何に相当するかを考え、その關係にふさわしい親族名称を対称詞または自称詞に選ぶ」というものである(鈴木1973:159)。
- (5) 「分割線に関する規則」(筆者の命名)とは、鈴木(1973:151-153)が分割線に付随する5つの規則である。以下に示すが、①②③は「対称詞」、④⑤は「自称詞」に関する規則となっている。
 - ① 話し手(自己)は、目上目下の分割線の上に位する親族に人称代名詞を使って呼びかけたり、直接に言及したりすることはできない。これと反対に、分割線より下の親族には、すべて人称代名詞で呼びかけたり、言及したりできる。
 - ② 話し手は、分割線より上の人を普通は親族名称で呼ぶ。しかし分割線より下の者に、親族名称で呼びかけることはできない。
 - ③ 話し手は、分割線より上の者を名前だけで直接呼ぶことはできない。これに対し、分割線の下に位するものは、名前だけで呼ぶことができる。
 - ④ 話し手が、分割線より上の者に対して自分を名前で称することは可能であるが、分割線より下の者に対しては通例これを行わない。
 - ⑤ 話し手は分割線の下に位するものを相手とするときは、自分を相手の立場から見た親族名称で言うことができるが、分割線より上のものに対してはそれができない。
- (6) 本稿における〈他称〉と〈自称〉の意味とは、前者を「対話に登場する第三者に言及する働きをする(語)」とし、後者を「話し手自身に言及する働きをする(語)」とする。また、「名称(語)」になることばは〈他称〉の働きのみをする。
- (7) 親族用語の詳しいカテゴリー化については齋藤(2010)を参照のこと。

言語における〈夫〉と〈妻〉の関係について

- (8) 「子供誕生前」と「子供誕生後」に分けたのは、鈴木(1968)においては子供の誕生前と後では夫婦間の関係が変わるという主張に基づいている。また、「改まった場面」と「くだけた場面」に分けたのは、人は一般的に場面によりことばを使い分ける傾向があるということに基づいているが、基本的には遠藤(1987)を参考にしている。
- (9) 「父称」と「母称」とは、前者は「お父さん／父ちゃん／パパ」など、後者は「お母さん／母ちゃん／ママ」などの呼称語であり、「父」や「母」などの名称語は含まないこととする。「代名詞」とは「あなた／きみ／おまえ」などの対称代名詞のことであり、「応答詞」とは「おい／ねえ／ちよっと」などであり、「呼び捨て」とは名前のみを呼ぶ場合であり、「敬称」とは名前に「さん／くん／ちゃん」をつける場合である。
- (10) 「うちの」については、「うちのやつ」「うちの人」を含む。
- (11) 場面1から場面2という変化において、配偶者を「下」と見なす傾向は夫に顕著に見られるが、その要因としては、場面2では、話者は気が置けない間柄の人たちといることから気が大きくなっているということなどが考えられよう。

[参考文献]

- 遠藤織枝(1987)『気になる言葉—日本語再検討』南雲堂
- 国広哲弥(1990)『「呼称」の諸問題』『日本語学』9巻9号, pp.4-7 明治書院
- 小山隆編(1960)『現代家族の研究』弘文堂
- 齋藤佳子(2010)「言語における〈おやじ〉の〈地位〉について—〈自称〉を中心に—」『日本認知言語学会論文集』第10巻, pp.355-365
- 鈴木孝夫(1968)「言語と社会」岩波講座『哲学』第11巻「言語」pp.339-368 岩波書店
- 鈴木孝夫(1972)「日本人の言語意識と行動様式—人間関係の把握の様式を中心として—」『思想』第2号, pp.102-113 岩波書店。
- 鈴木孝夫(1973)『ことばと文化』岩波新書
- 鈴木孝夫(1998)『鈴木孝夫言語文化学ノート』大修館書店
- 榎山洋介(2002)『認知意味論のしくみ』研究社
- 米田正人(1990)「ある社会組織の中の呼称—夫婦の呼び方と職場での呼びかけについて—」『日本語学』9巻9号, pp.19-24 明治書院
- Lakoff, George. (1972) "Hedges: A Study in Meaning Criteria and the Logic of Fuzzy Concepts." *CLS* 8. pp.183-228.
- Lakoff, George. (1987) *Women, Fire, and Dangerous Things: What Categories Reveal about the Mind*. The University of Chicago Press. (『認知意味論—言語から見た人間の心』池上嘉彦・河上誓作他訳(1993) 紀伊国屋書店。)